

特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ 会費内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、特定非営利活動法人学生支援ハウスようこそ(以下「ようこそ」という。)の定款第8条にある会員の会費について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会費

(年会費の対象期間)

第2条 年会費は各事業年度の1月1日から12月31日までを対象期間とする。

(年会費の金額)

第3条 年会費は、次に定める金額とする。

正会員 個人会員 3,000 円、団体会員 10,000 円

賛助会員 個人会員 1 口 1,000 円(1 口以上)、団体会員 1 口 10,000 円(1 口以上)

(年会費の依頼と納入)

第4条 「ようこそ」事務局は、新事業年度を迎える都度、会員に対して年会費納入の依頼を速やかに行うものとする。

2 会員は、当年度の会費を原則として3月末までに「ようこそ」の指定する銀行口座に送金することにより年会費を納入する。

(期中入会会員の取扱い)

第5条 「ようこそ」に期中新たに入会した会員の年会費について、対象期間はその年の12月31日まで、金額は第3条に定める額と同額とする。

2 ただし、12月に入会した会員が納入した会費は、翌事業年度の年会費とする。

第3章 内規の改正

(改正)

第6条 この内規は理事会の決議により改正することが出来る。

2 改正後の内規は、「ようこそ」のホームページ等で会員に告知する。

第4章 雑則

(附則)

1 「ようこそ」設立準備会へ納入された会費は、「ようこそ」の第1事業年度の会費と見做す。

2 この内規は2017年1月1日から適用する。